

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 従業者

調査日（活動調査：平成28年6月1日、平成24年2月1日、工業統計：調査年12月31日）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

3. 事業所の産業分類

調査期間（活動調査：調査の前年1年間、工業統計：調査年1年間）における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、「産業別集計（製造業概要）」においては、中分類に基づき分類している。

4. 集計項目

①及び②については、個人経営調査票による調査分を含み、③から⑧については、当該調査分を含まない。

- ①事業所数
- ②従業者数（上記2. 従業者参照）
- ③現金給与総額
人件費（退職金を含む）及び人材派遣会社への支払額
- ④原材料使用額等
＝原材料使用額＋燃料使用額＋電力使用額＋委託生産費＋製造等
に関連する外注費＋転売した商品の仕入額
- ⑤製造品出荷額等
＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋製造業以外の収入額
- ⑥付加価値額
＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
－原材料使用額等－減価償却額

⑦粗付加価値額

$$= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ - \text{原材料使用額等}$$

⑧有形固定資産投資総額

$$= \text{土地の取得額} + \text{有形固定資産(土地を除く)の取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減}$$

(参考) 速報結果と「産業別集計（製造業概要）」の従業者数、付加価値額の定義の違いは以下のとおり。

(1) 従業者数

【速報結果の従業者数】

・従業者数 = 事業所に所属する従業者数

【産業別集計（製造業概要）の従業者数】

・従業者数 = 速報結果の従業者数 - 臨時雇用者 - 別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者） + 別経営の事業所からきて働いている人（出向・派遣受入者）

(2) 付加価値額

【速報結果の付加価値額】

・企業全体を回答する調査事項を用いて以下に示す付加価値額を算出して集計した。

$$\text{付加価値額} = \text{売上（収入）金額} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

$$\text{費用総額} = \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}$$

ただし、売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。

【産業別集計（製造業概要）の付加価値額】

・事業所ごとに回答する調査事項を用いて以下に示す付加価値額を算出して集計した。ただし、従業者29人以下の事業所については付加価値額に代わって以下に示す粗付加価値額で算出して集計している。

$$\text{付加価値額（従業者30人以上の事業所）}$$

$$= \text{製造品出荷額等（※）} + \text{在庫増減額} \\ - \text{内国消費税額等} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

※「製造品出荷額等」と「売上（収入）金額」は同一の概念であるが、工業統計との整合性の観点から、前者の表現を用いている。

$$\begin{aligned} \text{在庫増減額} &= (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

$$\text{内国消費税額等} = \text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}$$

$$\begin{aligned} \text{原材料使用額等} &= \text{原材料使用額} + \text{燃料使用額} + \text{電力使用額} \\ &+ \text{委託生産費} + \text{製造等に関連する外注費} \\ &+ \text{転売した商品の仕入額} \end{aligned}$$

$\begin{aligned} \text{粗付加価値額 (従業者29人以下の事業所)} \\ &= \text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額等} - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$

(注) 産業別集計 (製造業概要) の付加価値額と粗付加価値額の違いは、製造品在庫増減、半製品及び仕掛品増減及び減価償却額の扱いである。